

第6章 火山噴火災害対策計画

第1節 基本方針

噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るための予防及び応急対策は、次に定めるところによる。

第2節 火山の概況

1 火山の概況

北海道における活火山は、別表のとおり常時観測火山9火山とその他22火山の計31火山が散在している。福島町は、渡島大島の火山周辺市町村に位置付けられている。

渡島大島の周囲の漁場は、マグロ・マス・タラ・メバル・イカ・ホッケなどが豊富だが、気象の急変する海域であることから、昔から海難事故があとを絶たない海域でもある。

別表 北海道の活火山

北海道の活火山	
区 分	火 山 名
常 時 観 測 火 山	アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山
そ の 他 の 火 山	知床硫黄山、羅臼岳、天頂山、摩周、雄阿寒岳、丸山、恵庭岳、渡島大島、羊蹄山、ニセコ、利尻山、茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ペルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山

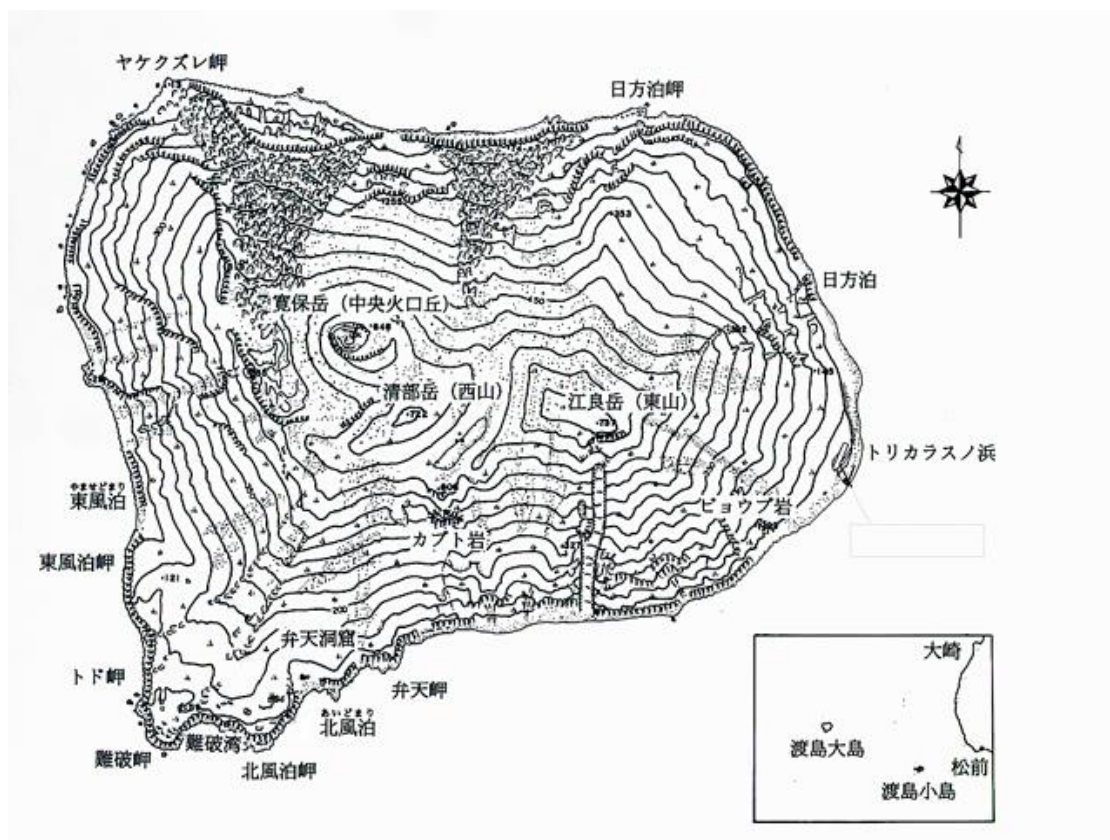
2 噴火の記録

渡島大島には、18世紀において数回の火山活動の記録がある。記録でみると、1741年8月の活動では、大規模な噴火が発生して、渡島半島に降灰があり、また、山体崩壊による津波が日本海沿岸を襲って多数の犠牲者を出した。翌1742年および1759年にも、渡島半島や青森方面に降灰したという記録が残されている。また1786年ごろと1790年には、渡島大島が煙を吐いていたという簡単な記述が残されている。

(1) 渡島大島の火山活動年表

邦 暦	西 暦	主な活動
寛保元年 七月	1741年 8月	大噴火、降灰（江差、福山） 津波（日本海沿岸） 溺死者 1,467名以上
寛保元年～二年	1742年1・2・5月	噴火、降灰（松前、津軽）
宝暦九年	1759年 8月	噴火、降灰（青森）
天明六年	1786年	噴煙望見
寛政二年	1790年 6月2日頃	噴煙望見

(2) 渡島大島全図



第3節 災害予防対策

噴火災害による被害を最小限にとどめるため、災害予防に必要な施設の現況及び防災教育、防災訓練等の計画、また、噴火災害警戒区域の設定について定めるものとする。

1 災害危険予想区域

1741年渡島大島噴火に基づき、被害を想定すると、火山灰は噴煙とともに上昇し、偏西風に流され、東方海上並びに渡島半島及び、本州北部に降灰し、噴火後、山体崩壊が発生すると8～10分程度で津波が渡島半島に達すると想定される。そのため、第1危険区域を吉岡地区、第2危険区域として吉岡地区を含む白符・日向・福島までとし、第3危険区域については全町地区を対象とする。

2 防災組織及び施設について

防災組織については、第2章第1節「防災会議」に定めるところにより準用し、人員の不足を生じた場合は、同章第3節「住民組織等の利用」により行うものとする。避難施設については、次のところにより避難するものとし、収容しきれない場合は、避難所として指定された別の施設を決定し収容するものとする。

区分	区域	避難施設
第1危険区域	吉岡地区（松浦～宮歌）	吉岡小学校
第2危険区域	白符・日向・福島	福島小学校・福島中学校
第3危険区域	全町	福祉センター・総合体育館 活性化センター

3 警戒地区

町長は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される地区を把握するとともに、防災マップ（火山災害に関するハザードマップ等）を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。

4 避難体制の整備

町長は、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

また、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとともに、近隣市町村と避難者の受入に係る協定を締結するなどにより、避難施

設の確保を図るものとする。

5 通信体制の整備

町長は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮した、通信ネットワークの構築に努めるものとする。

6 防災知識の普及啓発及び防災訓練の実施

町長は、平常時から広報紙、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な知識の普及啓発に努め、併せて防災関係機関と連携し、実践的な防災訓練も実施するものとする。

第4節 災害応急対策

1 防災組織

生命、身体に関わる突発的な渡島大島の噴火が認められたとき、または札幌管区気象台から渡島大島の火山活動に関わる噴火警報、または火口周辺警報が発表されたときは、ただちに第2章第2節「災害対策本部」の定めるところにより、「渡島大島火山噴火災害・福島町災害対策本部」を設置し、防災関係機関の災害対策組織と連携を図りながら、火山災害対策を実施する。

また必要に応じて福島町防災会議を開催し、防災活動の万全を期するものとする。

町は、渡島大島火山噴火災害の予防、応急、及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、火山噴火災害対策の広域的、総合的な運営を図るため、実施体制の更なる確立を図るものとする。

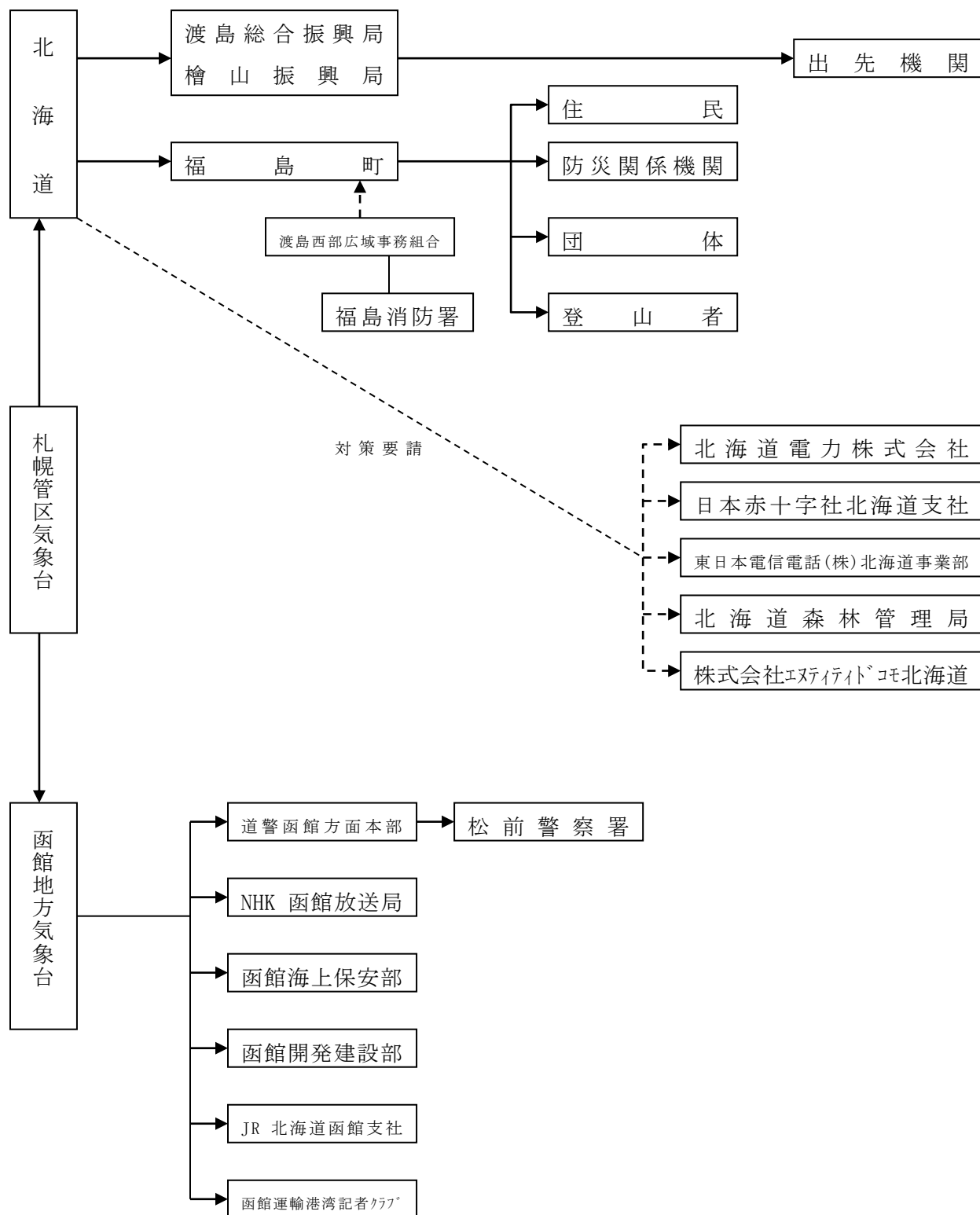
2 噴火警報等伝達計画等

(1) 噴火警報等の種類

火山現象に関する情報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される噴火警報、火口周辺警報、噴火予報の3種類がある。

「噴火警報・噴火警戒レベル」は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第21条第1項の規定により、札幌管区気象台が北海道知事に通報、同時に同条第2項の規定により関係自治体、関係機関等に通報または要請される。

(2) 火山現象警報伝達系統図



(3) 火山周辺市町村

1 常時観測火山周辺市町村

火 山 名	総合振興局又は振興局	市 町 村
アトサヌプリ	オホーツク	大空町、清里町、小清水町
	釧 路	弟子屈町
	十 勝	足寄町
雌阿寒岳	オホーツク	津別町、美幌町
	釧 路	釧路市、弟子屈町、白糠町、鶴居村
大雪山	上 川	上川町、愛別町、当麻町、東川町、美瑛町、旭川市
十勝岳	上 川	上富良野町、美瑛町、中富良野町、東川町、上川町、富良野市、南富良野町
	十 勝	新得町
樽前山	胆 振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	石 狩	千歳市、恵庭市
倶多楽	胆 振	登別市、白老町
有珠山	胆 振	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
北海道駒ヶ岳	渡 島	函館市、森町、鹿部町、七飯町
	胆 振	室蘭市、伊達市、洞爺湖町
恵山	渡 島	函館市

2 その他の火山周辺市町村

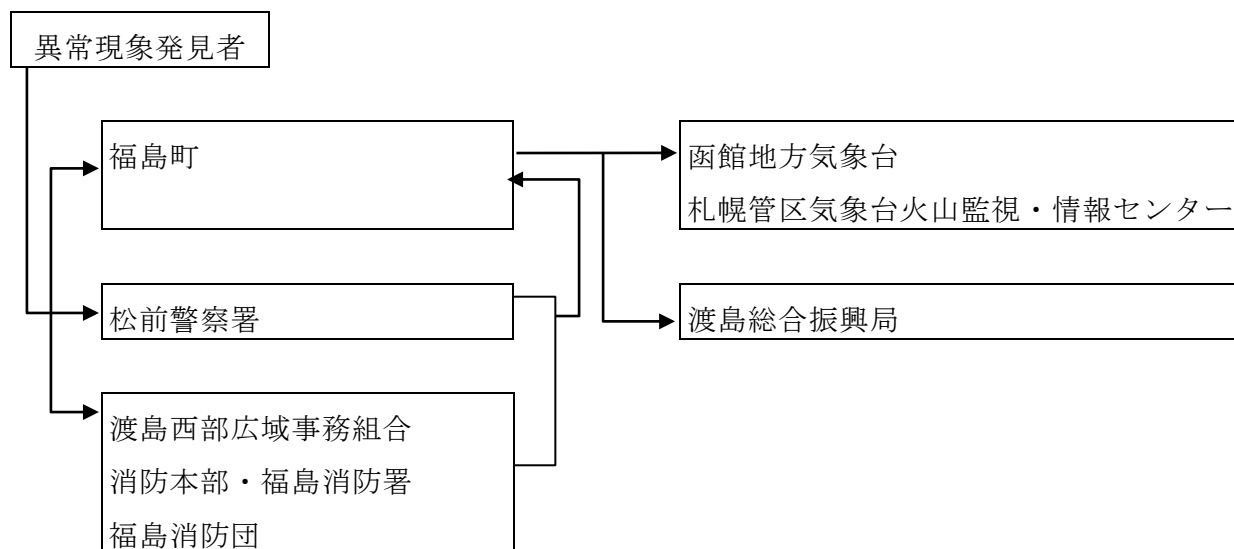
火 山 名	総合振興局又は振興局	市 町 村
知床硫黄山	オホーツク	斜里町
	根 室	羅臼町
羅臼岳	オホーツク	斜里町
	根 室	羅臼町
天頂山	オホーツク	斜里町
	根 室	羅臼町
摩周	オホーツク	清里町
	釧 路	弟子屈町、標茶町
	根 室	中標津町
雄阿寒岳	オホーツク	津別町、美幌町
	釧 路	釧路市、弟子屈町、白糠町、鶴居村、標茶町
	十 勝	足寄町
丸山	十 勝	新得町、上士幌町
恵庭岳	石 狩	千歳市、恵庭市
ニセコ	後 志	倶知安町、ニセコ町、蘭越町、岩内町、共和町
羊蹄山	後 志	倶知安町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、ニセコ町
渡島大島	渡 島	松前町、福島町、八雲町
	檜 山	上ノ国町、江差町、乙部町、せたな町、奥尻町
利尻山	宗 谷	利尻町、利尻富士町
北方領土の火山	根 室	

(注) 北方領土の火山とは、茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ペルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山をいう。

3 災害情報等の収集及び伝達計画

火山噴火災害時の、迅速かつ的確な災害情報等の収集及び伝達については、第5章第2節「災害情報等の収集及び伝達計画」に定めるところによる。

(1) 異常現象通報系統図



(2) 異常現象通報官署

火 山 名	通報先官署	電 話 番 号
渡島大島	札幌管区気象台	011-611-2421（火山監視・情報センター）
	函館地方気象台	0138-46-2212（観測予報現業）

(3) 火山の災害の種類とは

火山災害をもたらす噴火現象と噴出物

- 火砕流・火砕サージ
- 山体崩壊・岩屑なだれ
- 降下火砕物
- 噴石・火山弾
- 溶岩流
- マグマ水蒸気爆発・ベースサージ

火山活動に伴う二次的な災害

- 火山泥流・土石流
- 地震による崖崩れ・落石
- 地殻変動
- 火山ガス
- 津波
- 酸性雨・エアロゾル

(4) 火山の異常現象の種類とは

- 火山地域での地震の群発
- 火山地域での鳴動の発生
- 火山地域での顕著な地形変化（山くずれ、地割れ、土地の昇沈等）
- 噴気、噴煙の顕著な変化（噴気孔及び火口の新生・拡大・移動並びに噴気、噴煙の色、量、臭気、湿度、昇華物等の変化等）
- 火山地域での溝水の顕著な変化（温泉の新生、枯渇、量、味、臭気、濁度の変化等）
- 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及びそれに伴う草木の立枯れ、または小動物の異常行動等
- 火山付近の海岸、湖沼、河川の顕著な変化（量、濁度、臭気、色の変化、軽石、死魚等浮上及び発泡、温度の上昇）

4 避難計画

渡島大島の火山噴火災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、生命または身体等を保護するために必要と認める地域住民及び観光客等に対して、安全な地域への避難のための立退きを勧告し、もしくは指示、誘導し、または避難場所を開設するための計画は、第4章第6節「避難対策計画」の定めるところに基づき、迅速性、安全・確実性、広域性に留意し、実施するものとする。

(1) 基本方針

ア 火山噴火による被災地域が、最終的には広域に及ぶとしても、噴火により直接人命に危険を及ぼす範囲は、時間の経過とともに拡大していくことが予想される。

さらに、一挙に大規模な避難を実施することにより生じる混乱を可及的に防止し、避難に際しては、最も危険と予想される地域から、段階的に危険地帯を脱出することを基本とする。

イ 近隣市町村への応援要請

予想を超える大規模な噴火により、被災地域が広域に及び対応が不可能となった場合には、北海道及び近隣市町村に応援を要請するものとする。

(2) 避難の勧告、指示

ア 実施責任者

町長は、渡島大島が噴火し、または噴火するおそれがある場合において、危険地域の住民及び観光客等の生命、身体及び財産に直接被害が生じ、または生ずるおそれがある場合は、速やかに避難先、避難経路等を明示して立退きを勧告若しくは指示するものとし、これらの措置をとった場合は、速やかにその旨を知事（渡島総合振興局長）に報告するものとする。

また、警察官は、町長が立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要請があった場合は、危険地域の住民及び観光客等に対して、避難のための立退きを指示するものとし、これらの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に報告するものとする。

イ 勧告指示事項

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難先（場所）
- ・ 避難経路
- ・ 避難勧告または指示の理由
- ・ 注意事項

第5節 災害復旧

火山災害による被害が発生した場合における災害復旧については、第8章「災害復旧対策計画」の定めるところによる。